

平成 2 5 年 8 月 吉 日

会 員 各 位

第 3 5 回和泉市商工まつり出店募集のご案内

和泉市商工まつり実行委員会

平素は和泉市商工まつり事業にご協力頂き厚くお礼申しあげます。

さて、本和泉市商工まつりも秋の最大イベントとして定着し、毎年新規出店希望をされる企業様が増加しており、平成 23 年度より会議所だより 8 月号にてご案内致しております。お申込みが定数を超えた場合は抽選とさせていただきますので、ご容赦の程お願い申し上げます。

募集につきましては、注意事項を必ず守って頂き、募集期日内にお申し込み頂きます様、お願い申し上げます。（和泉商工会議所の会員であることが申込資格条件となります。）

記

《出店概要》

- 開催日時 平成 2 5 年 1 0 月 2 6 日（土）～ 2 7 日（日）の 2 日間
- 開催場所 池上曾根史跡公園（和泉市池上町）
- 出店料 1 小間（コマ）3 0, 0 0 0 円（間口 3.6m×奥行 3.6m）
※支払期日・支払銀行は後日こちらより指定させていただきます※

《募集概要》

- 募集期間 平成 2 5 年 8 月 1 3 日（火）～ 8 月 2 3 日（金）
- 募集内容 **●物販** ・ **●飲食**（新規出店は若干名）
 - ★出店スペースに限りがあり、お申込み状況により抽選させていただきます。
 - ★前回出店された企業様は前回の出店小間数で、お申込み下さい。
新規お申込につきましては 1 小間をお願い致します。
 - ★会場内にて、飲食・物販・PR エリアに区分させていただきます。
- 応募方法 所定申込用紙と誓約書に必要事項を記入し、F A X 又は郵送にて受付
F A X 0 7 2 5 - 5 3 - 4 7 4 7
郵送先 〒594-1144 和泉市テクノステージ 3 丁目 1 番 10 号
和泉商工会議所内 和泉市商工まつり実行委員会 事務局あて
- ◎ お問い合わせ先 和泉商工会議所 総務部（藤原・中川） Tel 0 7 2 5 - 5 3 - 0 3 3 0

★お願い事項★

大阪府和泉警察署の指導により、大阪府暴力団排除条例並びに、和泉市暴力団排除条例に基づき、暴力団密接関係者等でない旨の誓約書の提出を求める事とさせていただきます。

注意事項

注意事項を必ず読んで、お守り下さい！！

- 和泉商工会議所会員企業であること。非会員の企業は受付できません。
- 名義貸し出店についてはお断りします。
- 出店業者決定後、出店説明会案内を送付致します。説明会までに出店料をお支払い下さい。確認ができない場合は出店をお断り致します。
- 出店ブースの変更についてはお応え出来ません。また出店業者間で勝手にブース交換することもお断りいたします。
- 指定の出店ブース以外にお店を出すことは断じて禁止致します。見つけた場合は強制撤去移動と次年度より出店をお断り致します。出店料は返金いたしません。

大阪府和泉保健所 (Tel.0725 - 41 - 1342) 指導による以下の注意事項を必ずお守り下さい。

- ★食品事業者の方は、大阪府内一円の露店営業許可が無ければ出店できません。
- ★露店営業・臨時出店される方に際しては、次の事項を厳守してください。

露店営業・臨時出店で取り扱えない品目

- ①生もの（さしみ、肉たたき、生野菜サラダ等）
- ②米飯類（弁当、おにぎり、寿司類、カレーライス、炒飯等）
- ③直前加熱しない飲料（フレッシュフルーツジュース、タピオカジュース等）
- ④生クリーム、アイスクリーム類の小分け販売（ディッシャーアイス等）
- ⑤サンドイッチ類、冷やしためん類（冷やしたそうめん、ざるそば等）
- 「おにぎり」「炒飯」「どんぶり」等の米類の販売については、飲食店営業許可と仕出し販売許可のある業者の店舗・工場にて調理し、パックに入れた状態で販売すること。 ※米類はノロウイルスが特に発生しやすいため。
- おでん等、味がしみこみやすいようにと前日から用意することがあると思われませんが、作りおきの商品の販売は禁止。

露店営業・臨時出店で取り扱うことが可能な品目

- ①出店先での製造、加工、調理の工程が簡易であり、原則として、客に提供する直前に加工した食品とする。ただし、米飯類の取扱いを禁ずる。
- ②営業者は、出店先において1次加工（野菜のカットなど）を行ってはならない。洗浄設備が十分でないため、包丁、まな板等の器具の使用はできない。（卵を割る、たこ焼き粉を水に溶かして混ぜる行為などは可能）
- 手洗い・消毒・手袋をつけて調理すること。

以 上